備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 槻の木高等学校 | 下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 | | 商品名 | | 家具什器類 | 運動及び娯楽用具 | 令和５年３月31日 | ３ | 478,500円 | | コースロープ | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （物品の出納の通知及び帳簿の記載）  第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  ２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年11月22日）